

(2) 台所用火災警報器設置希望世帯のとりまとめについて

平成23年6月以降、全ての住宅の寝室（寝室が2階などの場合は階段も）に住宅用火災警報器の取り付けが義務付けられています。

平成23年10月に県が行った調査によると、住宅用火災警報器の設置率（義務化された場所の一部にでも設置）は、県平均74.6%、伯耆町67.6%となっています。

そこで、住宅用火災警報器の普及啓発また住宅火災予防のため、取り付けが義務付けされていない台所用の火災警報器（熱式）の無料配布を下記のとおり予定しています。

つきましては、各自治会のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 配布内容 電池式住宅用火災警報器単独型（熱感知式）
1世帯につき1個
2. 配布方法等 自治会加入者 区長便で各世帯に送付した申請書を、区長様に取りまとめていただき、申請分の火災警報器を区長様に送付
自治会未加入者 郵送した申請書を役場に提出し、火災警報器を受け取り
3. スケジュール（予定）
1月下旬 区長便で申請書を各世帯に送付
2月中旬 取りまとめ
3月中 火災警報器を区長様に送付
4. その他 取り付けは各自または自治会でお願いします。（どうしても取り付けができない世帯の場合、消防署等に協力をお願いする予定です。）

【問い合わせ先】総務課（担当：野田健治）
電話：0859-68-3111 FAX：0859-68-3866
メール：soumuk@houki-town.jp